

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案要綱

## 第一 健康保険法の一部改正

### 一 出産育児交付金等に関する事項

1 全国健康保険協会（二において「協会」という。）は、第五の四の二の出産育児関係事務費拠出金の納付に関する業務を行うものとする。こと。（第七条の二第三項関係）

2 出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給に要する費用（健康保険法第一百一条の政令で定める金額に係る部分に限る。）の一部については、政令で定めるところにより、第五の四の三の出産育児交付金をもって充てるものとする。こと。（第二百五十二条の二関係）

3 2の出産育児交付金の額の算定方法その他所要の規定の整備を行うものとする。こと。（第二百五十二条の三から第五十二条の六まで、第六十条第三項及び附則第四条の三関係）

### 二 前期高齢者納付金等に関する事項

国庫は、協会が管掌する健康保険の事業の執行に要する費用のうち、療養の給付等に要する費用の額（調整対象給付費見込額の三分の一に相当する額を除く。）、前期高齢者納付金の納付に要する費用の

額に健康保険法第百五十三条第一号に掲げる額の同条第二号に掲げる額に対する割合を乗じて得た額等の合算額に千分の百三十から千分の二百までの範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額等を補助するものとする。 (第百五十三条及び第百五十四条第一項関係)

### 三 支払基金等への事務の委託に関する事項

保険者は、健康保険法第二百五条の四第一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会（以下「支払基金等」という。）に委託する場合は、他の社会保険診療報酬支払基金法第一条に規定する保険者、法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であつて厚生労働省令で定めるもの及び介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村（特別区を含む。以下同じ。）と共同して委託するものとする。 (第二百五条の四第二項関係)

### 四 健康保険組合に対する交付金に関する事項

国は、政令で定めるところにより、健康保険組合連合会に対し、政令で定める健康保険組合に対する交付金の交付に要する費用について、予算の範囲内で、その一部を負担するものとする。 (附則第

二条の二関係)

五 退職者給付拠出金の経過措置に関する事項

退職者給付拠出金の経過措置に係る規定を削除するものとする。 (改正前附則第四条の三関係)

六 その他所要の改正を行うこと。

第二 船員保険法の一部改正

一 出産育児交付金等に関する事項

第五の四の3の出産育児交付金及び第五の四の2の出産育児関係事務費拠出金 (第三の二及び第四の一において「出産育児交付金等」という。) について、第一の一に準じた改正を行うこと。 (第一百十二

条第二項、第一百十二条の二、第一百二十一条第二項及び附則第八条関係)

二 支払基金等への事務の委託に関する事項

支払基金等への事務の委託について、第一の三に準じた改正を行うこと。 (第一百五十三条の十第二項

関係)

三 退職者給付拠出金の経過措置に関する事項

退職者給付拠出金の経過措置について、第一の五に準じた改正を行うこと。（改正前附則第七条関

係）

四 その他所要の改正を行うこと。

### 第三 国民健康保険法の一部改正

一 損害賠償請求権等に関する事項

1 都道府県は、当該都道府県内の市町村による保険給付の適正な実施を確保するため、広域的又は専門的な見地から必要があると認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、市町村から委託を受けて、当該市町村が国民健康保険法第六十四条第一項の規定により取得した同項の請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務の全部又は一部を行うことができるものとする。 （第六十四条

第三項関係）

2 1の都道府県は、国民健康保険法第六十四条第一項の規定により取得した同項の請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を国民健康保険団体連合会（五において「連合会」という。）であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができるものとする。 （第六十四条第四項関係）

3 国は、1の都道府県に対し、1の事務が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。こと。（第六十四条第五項関係）

4 市町村は、必要があると認めるときは、被保険者の保険給付を受けた事由が第三者の行為によつて生じたものであることを確認するために必要な事項につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができるものとする。こと。（第百十三条の二第一項関係）

## 二 出産育児交付金等に関する事項

出産育児交付金等について、第一の一に準じた改正を行うこと。（第六十九条、第七十三条の二及び

## 附則第十条関係）

## 三 出産した被保険者等に係る国民健康保険料等の免除措置に関する事項

1 市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者について条例で定めるところにより行う保険料の減額賦課又は第四の二による国民健康保険税の減額に基づき被保険者に係る保険料又は地方税法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総

額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならないものとする。

(第七十二条の三の三第一項関係)

2 国は、政令で定めるところにより、1による繰入金の二分の一に相当する額を負担するものとする。 (第七十二条の三の三第二項関係)

3 都道府県は、政令で定めるところにより、1による繰入金の四分の一に相当する額を負担するものとする。 (第七十二条の三の三第三項関係)

#### 四 都道府県国民健康保険運営方針に関する事項

1 都道府県は、おおむね六年ごとに、都道府県国民健康保険運営方針を定めるものとする。 (第八十二条の二第一項関係)

2 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針において、次に掲げる事項を定めるものとする。 (第八十二条の二第二項関係)

(一) 都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営及び被保険者の健康の保持の推進に関し、当

該都道府県における医療費適正化の推進のために必要と認める事項

(二) 当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

3 都道府県は、おおむね三年ごとに、国民健康保険法第八十二条の二第二項各号に掲げる事項等について分析及び評価を行うよう努めるとともに、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保及び当該都道府県の保険料の水準の平準化の推進その他国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図るため必要があると認めるときは、当該都道府県の都道府県国民健康保険運営方針を変更するものとする。 (第八十二条の二第六項関係)

#### 五 医療費適正化に関する事項

1 連合会は、診療報酬請求書情報等の分析等を通じた医療費適正化等に努めなければならないものとする。 (第八十五条の二関係)

2 連合会は、医療費適正化に資する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用促進に関する業務を行うことができるものとする。 (第八十五条の三第三項関係)

#### 六 支払基金等への事務の委託に関する事項

支払基金等への事務の委託について、第一の三に準じた改正を行うこと。（第百十三条の三第二項関係）

七 退職被保険者等の経過措置等に関する事項

退職被保険者等の経過措置等に係る規定を削除するものとする。 （改正前附則第六条から第二十条の五まで関係）

八 その他所要の改正を行うこと。

第四 地方税法の一部改正

一 出産育児交付金等に関する事項

出産育児交付金等について、第一の一に準じた改正を行うこと。（第七百三条の四第一項及び第三項関係）

二 出産した被保険者等に係る国民健康保険税の免除措置に関する事項

市町村は、国民健康保険税の納税義務者又はその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合又は出産した場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に

市町村は、国民健康保険税の納税義務者又はその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合又は出

産した場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に

市町村は、国民健康保険税の納税義務者又はその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合又は出



対して課する所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとする。 (第七百三条の五第三項関係)

三 退職被保険者等所属市町村における国民健康保険税の課税の特例に関する事項

退職被保険者等所属市町村における国民健康保険税の課税の特例に係る規定を削除するものとする。 (改正前附則第三十八条及び第三十八条の二関係)

四 その他所要の改正を行うこと。

第五 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正

一 医療費適正化計画等に関する事項

1 高齢者の医療の確保に関する法律第四条第一項に規定する住民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るための取組においては、都道府県は、当該都道府県における医療提供体制の確保並びに当該都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の健全な運営を担う責務を有することとに鑑み、保険者、後期高齢者医療広域連合、医療関係者その他の関係者の協力を得つつ、中心的な役割を果たすものとする。 (第四条第二項関係)

2 厚生労働大臣は、全国医療費適正化計画において、各都道府県の医療計画に基づく事業の実施を踏まえ、計画の期間において見込まれる病床の機能の分化及び連携の推進の成果に関する事項等を定めるものとする。 (第八条第四項関係)

3 厚生労働大臣は、高齢者の医療の確保に関する法律第八条第四項第一号から第三号までに掲げる事項を定めるに当たっては、第七の一の1のかかりつけ医機能の確保に向けた取組並びに国民の加齢に伴う身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえた医療及び介護の効果的かつ効率的な提供の重要性に留意するものとする。 (第八条第五項関係)

4 都道府県は、都道府県医療費適正化計画において、次に掲げる事項を定めるものとする。 (第九条第二項関係)

(一) 住民の健康の保持の推進に関し、当該都道府県における医療費適正化の推進のために達成すべき目標に関する事項

(二) 医療の効率的な提供の推進に関し、当該都道府県における医療費適正化の推進のために達成すべき目標に関する事項

(三) 当該都道府県の医療計画に基づく事業の実施を踏まえ、計画の期間において見込まれる病床の機能の分化及び連携の推進の成果に関する事項

(四) (三)に掲げる事項並びに(一)及び(二)の目標を達成するための住民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進により達成が見込まれる医療費適正化の効果を踏まえて、厚生労働省令で定めるところにより算定した計画の期間における医療に要する費用の見込みに関する事項

5 都道府県は、4の(一)及び(二)の事項等を定めるに当たっては、第七の一の1のかかりつけ医機能の確保に向けた取組並びに住民の加齢に伴う身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえた医療及び介護の効果的かつ効率的な提供の重要性に留意するものとする。 (第九条第四項関係)

6 都道府県は、保険者協議会の意見を聴いて、都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価を行うものとする。 (第十二条第一項関係)

7 保険者及び後期高齢者医療広域連合は、共同して、加入者の高齢期における健康の保持及び医療費適正化のために必要な事業の推進並びに高齢者医療制度の円滑な運営及び当該運営への協力のため、都道府県ごとに、保険者協議会を組織するものとする。 (第一百五十七条の二第一項関係)

8 保険者協議会は、都道府県医療費適正化計画の実績の評価に関する調査及び分析の業務を行うものとし、厚生労働大臣は、保険者協議会が当該業務等を円滑に行うため必要な支援を行うものとする。と。(第百五十七条の二第二項及び第三項関係)

二 前期高齢者交付金等に関する事項

1 概算前期高齢者交付金の額について、被用者保険等保険者においては、次の(一)及び(二)の額の合計額とするものとする。と。(第三十四条第一項及び第三項から第八項まで関係)

(一) 当該年度における当該保険者に係る調整対象給付費見込額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額の合計額から同年度における概算調整対象基準額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)の三分の二に相当する額

(二) 当該年度における当該保険者に係る調整対象給付費見込額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額の合計額から同年度における概算報酬調整後調整対象基準額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)の三分の一に相当する額

2 調整対象給付費見込額は、当該年度、当該年度の前年度及び当該年度の前々年度の各年度における

当該保険者に係る一人平均調整対象給付費見込額の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数を乗じて得た額とするものとする。 (第三十四条第二項関係)

3 確定前期高齢者交付金について、1及び2に準じた改正を行うこと。 (第三十五条第一項から第七項まで関係)

4 概算前期高齢者納付金及び確定前期高齢者納付金について、1に準じた改正を行うこと。 (第三十八条第二項及び第三十九条第二項関係)

5 国は、政令で定めるところにより、年度ごとに、社会保険診療報酬支払基金 (以下「支払基金」という。) に対して当該年度の特別負担調整見込額の総額等の三分の二を交付するものとする。

(第九十三条第三項関係)

三 後期高齢者負担率に関する事項

後期高齢者負担率は、次の1の数に2の率を乗じて得た数を3の数で除して得た率を基礎として、二年ごとに政令で定めるものとする。 (第一百条第二項関係)

1 二分の一に、当該年度における療養の給付等に要する費用の額に対する特定費用の額の割合の二分の一に相当する率を加えて得た数

2 百分の十一・七二に、当該年度における全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の見込総数を令和四年度における全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の総数で除して得た率を乗じて得た率

3 2の率に、次の(一)の率に(二)の率を乗じて得た率を加えて得た数

(一) 令和四年度における保険納付対象額を同年度における療養の給付等に要する費用の額で除して得た率

(二) 当該年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数を令和四年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た率

#### 四 出産育児支援金等に関する事項

1 後期高齢者医療に要する費用等について、2の出産育児支援金を対象とするものとする。 (第

百四条第一項及び第三項並びに第百十六条第二項関係)

2 支払基金は、4の支払基金の業務及び当該業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度ごとに、後期高齢者医療広域連合から出産育児支援金を、保険者から出産育児関係事務費拠出金を徴収するものとし、後期高齢者医療広域連合は出産育児支援金を納付する義務を、保険者は出産育児関係事務費拠出金を納付する義務を負うものとする。 (第二百二十四条の二及び第二百二十四条の五関係)

3 支払基金は、出産育児一時金、家族出産育児一時金、出産費及び家族出産費の支給に要する費用の一部に充てるため、保険者に対して出産育児交付金を交付するものとし、当該出産育児交付金は、2の出産育児支援金をもって充てるものとし、当該出産育児交付金の額は、医療保険各法の規定により算定される額とするものとする。 (第二百二十四条の四関係)

4 出産育児支援金及び出産育児関係事務費拠出金の額の算定方法並びに手続並びに支払基金の業務等の事項その他所要の規定の整備を行うこと。 (第二百二十四条の三、第二百二十四条の六から第二百二十四条の九まで、第三百三十四条第二項、第三百三十九条第一項、第四百二十二条、第四百二十三条、第四百二十四条第三項、第四百四十八条、第四百六十五条並びに附則第十三条の二及び第十五条関係)

五 資料の提供等に関する事項

資料の提供等について、第三の一の4に準じた改正を行うこと。（第三百三十八条第一項関係）

六 支払基金等への事務の委託に関する事項

支払基金等への事務の委託について、第一の三に準じた改正を行うこと。（第六百六十五条の二第二項

関係）

七 前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定の特例等に関する事項

前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定の特例等に係る規定を削除するものとする事。

（改正前附則第十三条第二項及び第十五条関係）

八 その他所要の改正を行うこと。

第六 社会保険診療報酬支払基金法の一部改正

医療費適正化について、第三の五に準じた改正その他所要の改正を行うこと。（第一条、第一条の二及

び第十五条第一項関係）

第七 医療法の一部改正



一 病院等の管理者及び都道府県知事による報告等に関する事項

1 病院、診療所又は助産所（以下この1において「病院等」という。）の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療を受ける者が身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う機能（以下この第七において「かかりつけ医機能」という。）その他の病院等の機能についての十分な理解の下に病院等の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を当該病院等の所在地の都道府県知事に報告するとともに、当該事項を記載した書面を当該病院等において閲覧に供しなければならないものとする。 （第六条の三第一項関係）

2 都道府県知事は、1による報告を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その報告の内容を厚生労働大臣に報告するとともに、公表しなければならないものとする。 （第六条の三第三項関係）

3 厚生労働大臣は、2による報告を受けたときは、都道府県の区域を超えた広域的な見地から必要とされる情報の提供のため、都道府県知事による2の公表に関し必要な助言、勧告その他の措置を行うものとする。 （第六条の三第七項関係）

二 継続的な医療を要する者に対する説明に関する事項

五の２の確認を受けた病院又は診療所であつて、五の２の厚生労働省令で定める要件に該当する体制を有するもの（他の病院又は診療所と相互に連携して五の２の当該機能を確保する場合を含む。）の管理者は、五の１の継続的な医療を要する者に対して居宅等において必要な医療の提供をする場合その他外来医療を提供するに当たつて説明が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合であつて、当該継続的な医療を要する者又はその家族からの求めがあつたときは、正当な理由がある場合を除き、電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法により、その診療を担当する医師又は歯科医師により、当該継続的な医療を要する者又はその家族に対し、次に掲げる事項の適切な説明が行われるよう努めなければならぬものとする。こと。（第六条の四の二関係）

- 1 疾患名
- 2 治療に関する計画
- 3 当該病院又は診療所の名称、住所及び連絡先
- 4 その他厚生労働省令で定める事項

三 地域医療支援病院及び特定機能病院の承認取消事由の追加に関する事項

地域医療支援病院及び特定機能病院の承認を取り消すことのできる事由として、これらの病院の開設者が、五の5の命令に違反したときを追加するものとする。 (第二十九条第三項及び第四項関係)

四 医療計画等の記載事項の見直しに関する事項

1 厚生労働大臣が基本方針において定めるもの及び都道府県知事が医療計画において定めるものとして、かかりつけ医機能の確保に関する事項を追加すること。 (第三十条の三第二項及び第三十条の四第二項関係)

2 厚生労働大臣は、基本方針に1の事項を定め、又はこれを変更するために必要があると認めるときは、都道府県知事又は五の1のかかりつけ医機能報告対象病院等の開設者若しくは管理者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、五の1の報告の内容その他の必要な情報の提供を求め、これを怠るものとする。 (第三十条の三の二第三項関係)

五 かかりつけ医機能の確保に関する事項

1 地域におけるかかりつけ医機能を確保するために必要な病院又は診療所として厚生労働省令で定め

るもの（以下この五において「かかりつけ医機能報告対象病院等」という。）の管理者は、慢性の疾患を有する高齢者その他の継続的な医療を要する者として厚生労働省令で定める者（以下この五において「継続的な医療を要する者」という。）に対するかかりつけ医機能の確保のため、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該かかりつけ医機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならないものとする。こと。（第三十条の十八の四第一項関係）

(一) かかりつけ医機能のうち、継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療その他の日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能（厚生労働省令で定めるものに限る。）の有無及びその内容

(二) (一)の機能を有するかかりつけ医機能報告対象病院等にあつては、かかりつけ医機能のうち、継続的な医療を要する者に対する次に掲げる機能（イからニまでに掲げる機能にあつては、厚生労働省令で定めるものに限る。）の有無及びその内容

イ 当該かかりつけ医機能報告対象病院等の通常の診療時間以外の時間に診療を行う機能

ロ 病状が急変した場合その他入院が必要な場合に入院させるため、又は病院若しくは診療所を退

院する者が引き続き療養を必要とする場合に当該者を他の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院若しくは居宅等における療養生活に円滑に移行させるために必要な支援を提供する機能

ハ 居宅等において必要な医療を提供する機能

ニ 介護その他医療と密接に関連するサービスを提供する者と連携して必要な医療を提供する機能

ホ その他厚生労働省令で定める機能

(三) 当該かかりつけ医機能報告対象病院等及び他の病院又は診療所が厚生労働省令で定めるところにより相互に連携して(二)の機能を確保するときは、当該他の病院又は診療所の名称及びその連携の内容

容

(四) その他厚生労働省令で定める事項

2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、1による報告をしたかかりつけ医機能報告対象病院等（1の(二)のイからホまでの機能のいずれかを有する旨の報告をしたものに限る。）が、当該報告に係る当該機能について、当該機能の確保に係る体制として厚生労働省令で定める要件に該当するものを有すること（他の病院又は診療所と相互に連携して当該機能を確保する場合を含む。）を

確認するものとする。 (第三十条の十八の四第二項関係)

3 2による確認を受けたかかりつけ医機能報告対象病院等の管理者は、当該確認を受けた体制について変更が生じたときは、厚生労働省令に定めるところにより、その旨を都道府県知事に報告しなければならぬものとし、この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、当該変更が生じた体制が2の厚生労働省令で定める要件に該当すること(他の病院又は診療所と相互に連携して2の当該機能を確保する場合を含む。)を確認するものとする。 (第三十条の十八の四第四項関係)

4 都道府県知事は、2又は3による確認をしたときは、その結果を6の協議の場に報告するとともに、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するものとする。 (第三十条の十八の四第三項及び第五項関係)

5 都道府県知事は、かかりつけ医機能報告対象病院等の管理者が1若しくは3による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該かかりつけ医機能報告対象病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができるものとする。 (第三十条の十八の四第六項関係)

6 都道府県における外来医療に係る医療提供体制の確保に関する協議の場の協議事項として、1及び4の報告を踏まえた1の(一)及び(二)の機能の確保に必要な事項を追加するものとする。 (第三十条の十八の五第一項関係)

7 都道府県は、1の(一)及び(二)の機能の確保に必要な事項（介護その他医療と密接に関連するサービスに関するものとして厚生労働省令で定める事項に限る。）を協議する場合には、関係する市町村の参加を求めるとともに、当該市町村が作成した地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する市町村計画、介護保険法第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画その他医療と密接に関連するサービスに関する計画の内容を考慮するものとする。 (第三十条の十八の五第三項関係)

8 都道府県は、1の(一)及び(二)の機能の確保に必要な事項を協議する場合には、対象区域における住民の健康の保持の推進に関する施策の実施の状況、高齢者保健事業（高齢者の医療の確保に関する法律第二百二十五条第一項に規定する高齢者保健事業をいう。）その他これと一体的に行われる事業の実施の状況及び地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第二条第一項に規定する地

域包括ケアシステムの構築に向けた取組の状況に留意するものとする。 (第三十条の十八の五第

#### 四項関係)

### 六 医療法人に関する情報の調査及び分析等に関する事項

1 都道府県知事は、地域において必要とされる医療を確保するため、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項について、調査及び分析を行い、その内容を公表するよう努めるものとする。 (第六十九条の二第一項関係)

2 医療法人(厚生労働省令で定める者を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療法人が開設する病院又は診療所ごとに、その収益及び費用その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならないものとする。 (第六十九条の二第二項関係)

3 厚生労働大臣は、医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報を収集し、整理し、及び当該整理した情報(以下「医療法人情報」という。)の分析の結果を国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に提供することができるよう必要な施策を実施するものとし、当該施策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対



し、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができるものとする。 (第六十九条の二第三項及び第四項関係)

4 厚生労働大臣は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、厚生労働省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、医療法人情報を利用して、医療法人情報を利用して行うことについて相応の公益性を有する統計の作成及び統計的研究として厚生労働省令で定めるものを行うことができるものとする。 (第六十九条の三関係)

5 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、医療提供体制の確保に資する調査、学術研究又は分析その他の医療法人情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する調査、学術研究又は分析 (特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。) を行う者に医療法人情報を提供することができることとし、提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならないものとする。 (第六十九条の四関係)

6 5により医療法人情報の提供を受けた者は、当該医療法人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その

他の当該医療法人情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならないものとし、当該者若しくはその者の行う当該医療法人情報に係る調査、学術研究若しくは分析に従事する者又はこれらの者であった者は、当該医療法人情報の利用に関して知り得た医療法人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないものとする。と。（第六十九条の五及び第六十九条の六関係）

7 独立行政法人福祉医療機構への事務の委託、手数料その他所要の規定の整備を行うこと。（第六十九条の三（公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日以降は第六十九条の七）、第六十九条の八、第八十五条の二、第八十五条の三及び第九十条関係）

#### 七 地域医療連携推進法人の認定及び業務等に関する事項

1 都道府県知事の医療連携推進認定を受けることができる一般社団法人が社員とする者として、次に掲げる者を追加するものとする。こと。（第七十条第一項関係）

(一) 医療連携推進区域（医療法第七十条第一項の医療連携推進区域をいう。（二）において同じ。）において、病院等を開設する者（法人を除く。）

(二) 医療連携推進区域において、介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する者（法人を除く。）

2 医療連携推進業務のうち、資金の貸付けその他の社員とする者が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるものについて、当該社員とする者から1の(一)及び(二)の者を除くものとする。 （第七十条第二項関係）

3 都道府県知事が医療連携推進認定をすることができる基準について、1の(一)又は(二)の者が社員である場合には、2の業務及び出資を行わない旨を定款で定めているものであることを追加するとともに、当該定めをしている一般社団法人については、予算の決定又は変更、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）の借入れ及び定款又は寄付行為の変更に係る基準の適用を除外するものとする。 （第七十条の三第一項関係）

4 代表理事の再任については、医療連携推進認定をした都道府県知事の認可を要さないものとする。 （第七十条の十九第一項関係）

八 その他所要の改正を行うこと。

第八 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正

市町村は、市町村計画を作成するに当たっては、第七の五の六の協議の結果を考慮するものとするこ  
と。(第五条第三項関係)

第九 独立行政法人福祉医療機構法の一部改正

一 独立行政法人福祉医療機構の業務に関する事項

医療法人情報に関し、第七の六の四の統計の作成等及び第七の六の五の医療法人情報の提供に関する  
業務を行うことを追加するものとする。(第十二条第一項関係)

二 その他所要の改正を行うこと。

第十 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部改正

厚生労働大臣が持分の定めのない医療法人へ移行しようとする医療法人の移行に関する計画(以下この  
第十において「移行計画」という。)の認定を行うことができる期限を令和八年十二月三十一日までとす  
るとともに、当該認定の要件について、移行計画に記載された移行の期限が当該認定の日から起算して五  
年を超えない範囲内のものであることとする。(附則第十条の三第四項及び第五項関係)

## 第十一 介護保険法の一部改正

### 一 介護サービスを提供する事業所等における生産性の向上に関する事項

1 都道府県は、介護保険法第五条第二項の助言及び援助をするに当たっては、介護サービスを提供する事業所又は施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努めなければならないものとともに、都道府県介護保険事業支援計画において、介護給付等対象サービスの提供等のための事業所又は施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する事業に関する事項について定めるよう努めるものとする。 (第五条第三項及び第百十八条第三項関係)

2 市町村介護保険事業計画において、介護給付等対象サービスの提供等のための事業所又は施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項について定めるよう努めるものとする。 (第百十七条第三項関係)

### 二 複合型サービスの定義の見直しに関する事項

複合型サービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスに

ついて、その内容を明確化するものとする。 (第八条第二十三項関係)

三 地域包括支援センターの業務の見直しに関する事項

1 指定介護予防支援事業者の対象拡大等

(一) 介護予防支援の実施に係る介護保険法第五十八条第一項の指定の申請について、地域包括支援センターの設置者に加えて指定居宅介護支援事業者も行うことができるものとする。 (第百十五条の二十二第一項関係)

(二) 市町村長は、介護予防サービス計画の検証の実施に当たって必要があると認めるときは、(一)の申請に基づく指定を受けた指定介護予防支援事業者に対し、当該計画の実施状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができるものとする。 (第百十五条の三十の二第一項関係)

2 包括的支援事業の委託規定の見直し

地域包括支援センターの設置者は、指定居宅介護支援事業者その他の厚生労働省令で定める者に対し、介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業の一部を委託することができるものと

すること。（第百十五条の四十七第四項関係）

#### 四 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する事項

1 都道府県知事は、地域において必要とされる介護サービスの確保のため、当該都道府県の区域内に介護サービスを提供する事業所又は施設を有する介護サービス事業者（厚生労働省令で定める者を除く。2及び3において同じ。）の当該事業所又は施設ごとの収益及び費用その他の厚生労働省令で定める事項（2及び3において「介護サービス事業者経営情報」という。）について、調査及び分析を行い、その内容を公表するよう努めるものとする。 （第百十五条の四十四の二第一項関係）

2 介護サービス事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、介護サービス事業者経営情報を、当該事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならないものとする。 （第百十五条の四十四の二第二項関係）

3 厚生労働大臣は、介護サービス事業者経営情報を収集し、整理し、及び当該整理した情報の分析の結果を国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に提供することができるよう必要な施策を実施するものとし、当該施策を実施するため必要があると認めるときは、

都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内に介護サービスを提供する事業所又は施設を有する介護サービス事業者の当該事業所又は施設に係る活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができるとすること。（第百十五条の四十四の二第三項及び第四項関係）

#### 五 介護情報の収集・提供等に係る事業の創設に関する事項

1 市町村が行う地域支援事業に、被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業を追加するものとする。（第百十五条の四十五第二項関係）

2 市町村は、1の事業の実施に係る被保険者又は被保険者であった者に係る情報の収集、整理、利用又は提供に関する事務の全部又は一部を支払基金等に委託することができるものとする。（第百十五条の四十七第十項関係）

3 市町村は、2により事務を委託する場合は、他の市町村、社会保険診療報酬支払基金法第一条に規定する保険者及び法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であって厚生労働省令で



定めるものと共同して委託するものとする。 (第百十五条の四十七第十一項関係)

4 介護サービスを利用する要介護者等の心身の状況等、当該サービスの内容その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の収集経路の変更、支払基金の業務関連規定の整備、被保険者番号等の利用制限その他所要の規定の整備を行うものとする。 (第百十八条の二第四項、第百六十条第二項、第百六十四条、第百六十五条第二項、第百六十六条第四項、第二百一条の二、第二百一条の三、第二百五条の四、第二百九条の二及び第二百十一条関係)

#### 六 介護保険事業計画の見直しに関する事項

1 市町村は、第七の五の6の協議の結果を考慮して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。 (第百十七条第五項関係)

2 市町村及び都道府県は、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成に当たっては、住民の加齢に伴う身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえた医療及び介護の効果的かつ効率的な提供の重要性に留意するものとする。 (第百十七条第六項及び第百十八条第六項関係)

#### 七 その他所要の改正を行うこと。

## 第十二 施行期日等

### 一 施行期日

この法律は、令和六年四月一日から施行すること。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行すること。（附則第一条関係）

- 1 第三の一の一部及び五、第五の一の一部及び五、第六、第十並びに二の一部の規定 公布の日
- 2 第七の六の一部の規定 令和五年八月一日
- 3 第三の三及び第四の二の規定 令和六年一月一日
- 4 第三の一の一部、第五の一の一部、第七の一の一部及び二から五まで、第八並びに第十一の六の一部の規定 令和七年四月一日
- 5 第七の六の一部及び第九の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
- 6 第一の三、第二の二、第三の六、第五の六及び第十一の五の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

## 二 検討

1 政府は、この法律の公布後、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、経済社会情勢の変化と社会の要請に対応し、受益と負担の均衡がとれた社会保障制度の確立を図るための更なる改革について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (附則

### 第二条第一項関係)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この2において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### (附則第二条第二項関係)

## 三 経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。

### (附則第三条から第三十一条まで関係)